

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 講和発効前補償 (1) (土地損失補償)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673

見新全处理委员会

翻訳班
翻訳者

Rules of the Committee for Disposition
of Solatia for Military Land, etc.

Article 1. The name of this Committee shall be the Committee for Disposition of Solatia ^{to be} presented by the Japanese Government to the Okinawan people for the loss sustained by the use of their land by the American Armed Forces prior to the coming into force of the Treaty of Peace for Japan (hereinafter referred to as the "Committee for Disposition of Solatia for Military Land, etc.").

Article 2. This Committee shall have its office in the Secretariat to Association of Okinawan City Mayors and Town and Village Headmen ~~in Okinawa,~~ in the Okinawa Kaikan at Kume-machi, Naha City.

Article 3. The objects of this Committee shall be to take the necessary procedures for receiving solatia for the land requisitioned for use by the American Armed Forces, to receive the solatia en bloc and to distribute and give the solatia ^{to} each eligible recipient (a person in each municipality who has duly lodged a claim for compensation for the loss sustained) on an equitable and reasonable basis.

Article 4. In order to ensure the smooth realization of its objects under the preceding Article, this Committee shall formulate separately, subject to the approval of the Japanese Government, the principles of rules for handling such matters as the mode and standards of payment of solatia.

2 The principles of rules under the preceding paragraph shall acquire also the approval each of the Mayor of each city or Headman of each town or village who is the representative of each eligible recipient by mandate

and

and also of the Chairman of the Military Land Committee in each city, town or village.

Article 5. This Committee shall be organized by members selected from the Government of the Ryukyu Islands, the Association of Okinawan City Mayors and Town and Village Headmen, the Federation of City, Town and Village Military Land Committee and the Association of Presidents of Okinawan City, Town and Village Assemblies, respectively.

2 The selection of members from each organization shall be made according to the following rate:

- a. The government of the Ryukyu Islands 3
- b. The Association of Okinawan City Mayors and Town and Village Headmen 3
- c. The Federation of Military Land Committees 3
- d. The Association of Presidents of City, Town and Village Assemblies 3

Article 6. The Committee shall have one Chairman and one Vice Chairman.

2 The Chairman shall conduct affairs of this Committee and preside over its meetings.

3 The Vice Chairman shall assist the Chairman and, in the latter's absence, shall act for him.

4 The President of the Association of Okinawan City Mayors ^{and} Town and Village Headmen and the President of the ^{Chairmanship} Federation of Okinawa Military Land Committees shall assume the Chairmanship and the vice chairmanship of this Committee, ^{respectively,} each subject to the approval of this Committee.

Article 7. The Chairman of this Committee shall convene a meeting of this ^ス Committee and preside over same. With respect to such meetings generally ^{ordinary} accepted rules of procedure shall apply with the necessary modifications.

Article

Article 8. This Committee shall, for the purpose of accomplishing the objects under Article 3 speedily as well as smoothly, have a Secretariat which shall be staffed with a number of secretaries.

2 Secretaries shall be appointed and removable by the Chairman.

Article 9. Members of this Committee may be given compensation for their ~~services~~ *actual expenses incurred relative to their performance of their duties*.

Article 10. The expenditure of this Committee shall be borne by each city, town or village in proportion to the amount of solatia received.

Article 11. The fiscal year of this Committee shall begin on the date of its inauguration and end on the date of its dissolution upon the completion of its disposition of solatia.

Article 12. This Committee shall be dissolved upon the completion of its payment of solatia for military land, etc.

軍用土地等見舞金処理委員会規則

第一 本委員会は講和発効前の沖縄における米軍使用土地等に対する日本政府よりの見舞金処理委員会(軍用土地等見舞金処理委員)と略称)と称する。

第二 本委員会の事務所を那覇市久米町沖縄会館沖縄市町村長会事務局に置く。

第三 本委員会は日本政府より支給せられる講和発効前の沖縄に

総 理 府

おける米軍使用土地等に対する見舞金の受領手続並びに受領及び各受給該当者(損害被害者)として補償要請をしたる各市町村の請求者)に対する公平なる配分及支給をなすことを目的とする。

第四 本委員会は前条の目的を円滑に達成するため日本政府の承認を得て別に見舞金の支給方法及び支給基準等の処理要綱を定めなければならない。

2. 前項の処理要綱は各受給該当者の委任を受けた各市町村長及各市町村軍用土地委員長の承認を受けるものとする。

第五、本委員会は琉球政府、沖縄市町村長会、沖縄各市町村軍用土地委員連合会、沖縄市町村議事会よりそれぞれ選出された委員を以て構成する。

3. 前項の各機関団体より選出する委員の数はそれぞれ次の通りとする。

総 理 府

- (1) 琉球政府 三人
- (2) 沖縄市町村長会 三人
- (3) 軍用土地連合会 三人
- (4) 議事会議長会 三人

第六、本委員会に委員長一名、副委員長一名を置く。

7. 委員長は本委員会を総理し、委員会の議長となる。

8. 副委員長は委員長を輔佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

9. 委員長、副委員長は各委員会の承認を得て委員長は、沖縄市町村長会、副委員長は沖縄軍用土地連合会、各

々これに當る。

第七、委員会は委員長がこれを招集し、且つ會議の議長となる會議については一般の會議法則を準用する。

第八、本委員会は第三條の目的を内稱に促進するために事務局を設け書記若干名を置く。

2、書記は委員長がこれを任免する

第九、委員に対しては費用弁償を支給することかひある。

總 理 府

第十、本委員会に要する經費は各市町村の見舞金受給額に應じて各市町村が分担する。

第十一、本委員会の會計年度は委員会発足の日より見舞金処理を終了し解散の日迄とする。

第十二、本委員会は軍用地等見舞金の支給業務を完了した時に解散する。

元沖繩県果吏員恩給処理委員会規則

第一 本委員会は、元沖繩県果吏員恩給処理委員会と称す。

第二 本委員会が事務所を琉球政庁人事課に置く。

第三 本委員会は、日本政府より支給せらるる元沖繩県果吏員に對する恩給関係特別支出金の受領手續を、一括受領及び各受給該当者に對する公正な当り配分及び支給をなすことを目的とする。

第四 本委員会は前条の目的を円滑に達成するため、日本政府の承認を得て、別に^{特別}基金の支給方法と支給基準等_{の支給要綱}を定め、行はらるる。

総 理 府

第五 本委員会に琉球政庁取員及び元沖繩県果吏員並に島守の会よりそれぞれ選出せらるる委員を以て構成す。

- 一、 琉球政庁 三人
- 二、 元沖繩県果吏員 一五人
- 三、 島守の会 一人

第六 本委員会に委員長一名、副委員長二名を置く。

第七 委員長は本委員会を総理し、委員長會議長となる。

第八 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

第九 委員長、副委員長は委員会の承認を得て選出する。

六七 委員会日、委員長が二小を招集し、会議の
会議形式による。

六八 本委員会日、六三の目的を円滑に促進する
ため、事務局
を設け、書記若干名を置くこととする。
六九 書記は百拾とし、委員長が二小を任ぜしむる。

六九 委員に對しては費用弁償を支給することとする。

七十 本委員会に對する委員は、委員会に對して定めらる。

七一 本委員会に對する委員は、^{特別委員}委員に對して定めらる。
給者が分れしむる。

給
総 理 府

沖繩海外引揚者更生資金處理委員會委員名

◎印は専門委員

委員定数 十九人

琉球政府 三人
引揚者側 一人

琉球銀行總裁 富原守保◎ 専門委員

琉球石油株式会社社長 稻嶺一郎◎ 〃

琉球製糖株式会社社長 宮城雄典◎ 〃

琉球放送支配人 平川洗次郎

琉球政府副主席 神村孝太郎

琉球政府内政局長 宮里 勝

琉球政府内政局理財課長 仲村毅 一

在外資産期成會長 仲本興正◎ 委員長

副會長 泉 正重◎ 副委員長

総 理 府

事務局長 松田柳春◎

理事 比嘉一雄

〃 備瀬知信

〃 具志幸徳◎

〃 津嘉山朝勇

〃 西平守模

〃 上原市五郎

〃 宮城崇徳

〃 新里太郎

〃 名護町支部長 岸本信昌◎

軍用土地等見舞金処理委員会委員名簿(十二名)

琉球政府 法務局長 赤嶺義信

法務局土地課長 島袋慶輔

内政局次長 山内康司

市町村長会 会長 吉元栄真

副会長 兼島信助

土地連合会 会長 渡慶次賀善

副会長 桑江朝幸

池原新蔵

総理府

議会議長会 会長 津波元八

副会長 安次富信雄

岸本永幸

処理委員会発足日昭和三十三年四月十五日

沖繩海外引揚者更生資金處理委員會委員名

◎印字專門委員

委員公定數

十九人

琉球政府
引揚者側

三人
二人

琉球銀行總裁

富原守保◎

專門委員

琉球石油株式会社社長

稻嶺一郎◎

々

琉球製糖株式会社社長

宮城麻典◎

々

琉球放送支配人

平川洗次郎

琉球政府副主席

神村孝太郎

琉球政府内政局長

宮里勝

琉球政府内政局長

仲村毅

在外資産期成會長

仲本興正◎

委員長

副會長

泉正重◎

副委員長

總理府

々

々

松田柳春◎

々

事務局長

比嘉一雄

々

理事

備瀬知信

々

々

具志幸徳◎

々

々

津嘉山朝勇

々

々

西平守模

々

々

上原市五郎

々

々

宮城崇徳

々

々

新里太郎

々名護町支部長

岸本信昌◎

元冲純果果吏員恩給

見舞金(代理)委員會委員名簿

一 委員長 嘉手納並水
二 副委員長 伊玄 徳一

三 委員

1. 本庁関係 松本 完可、有 銘 寛 宣
2. 鉄道、 仲 京 根 秀 俊、 仲 嶺 盛 竹

外 間 寅 鼎

3. 蚕業、 仲 村 松 秀

4. 建築、 仲 座 久 雄

5. 畜産、 渡 久 地 政 仁

6. 木産、 伊 良 波 長 昌

7. 港務所、 西 平 宗 精、 今 帰 仁 朝 丹

総 理 府

8. 病院、 岡 吉 真 糸

9. 運輸士、 杉 田 猛

10. 政 府、 官 房 次 長 板 良 敷 朝 基

人 事 課 長 岡 吉 喜 益

恩 給 係 長 下 地 吉 高

沖繩海外引揚者更生資金処理委員會規則
總 理 府

海外引揚者更生資金処理委員会規則

第一条 本委員会は海外引揚者更生資金処理委員会(以下單に委員会と略称)と称する。

第二条 本委員会の事務所を那覇市美栄橋町三協ビル三階(在外資産補償獲得沖繩期成会事務局内)に置く。

第三条 委員会は昭和二十年八月九日以降海外より沖繩に引揚てきた生活困窮者に対し日本政府より支給する更生資金の妥当なる配分及支給を四三三の目的とする。

第四条 委員会は前条の目的を円滑に達成するため日本政府の承認を得て更生資金の支給方法及支給基準等の処理要綱の細目を定めなければならない。

第五条 委員会は琉球政府並在外資産補償獲得沖繩期成会よりそれぞれ選任された委員を以て構成する。

前項の株式会社及団体より選任された委員の数はそれぞれ次の通りとする。

総 理 府

イ. 琉球政府の人

ロ. 在外資産補償獲得沖繩期成会 16人

第六条 本委員会に委員長一名副委員長二名を置く

委員長は在外資産補償獲得沖繩期成会会長

副委員長は在外資産補償獲得沖繩期成会副会長が各々これに當

委員長は本委員会を総理し委員会の議長となる。

副委員長は委員長を補佐し委員長が故あるときはその職務を代理する。

第七条 委員会は委員長がこれを招集し会議については一般の会議規則を準用する。

第八条 委員会に事務局を設け書記若干名を置く
書記は委員長が之を任免する。

第九条 委員に対しては費用弁償をすることが出来る。

第十條 本委員会に要する経費は受給者の負担とする。

第十一條 本委員会の会計年度は委員会発足の日より更生資金処理を終了し解散の日迄とする。

第十二條 本委員会は引揚者更生資金の支給業務を完了したとき解散する。

本規則は一九五七年五月十八日より施行する。

沖繩住民に対する特別措置費の受給手続について(昭三三、五、四)
沖繩住民に対する特別措置費^費の受給手続は左のとおりとする。

一、(1)沖繩軍用地等見舞金の支給を受けようとする者は、見舞金請求書(別紙様式ア)、軍用地等見舞金に関する調書(別紙様式イ)及び不在状(別紙様式ロ)を沖繩軍用地等見舞金処理委員会(以下「委員会」と称す)に提出する。

(2)海外引揚関係特別支出金の支給を受けようとする者は海

総 理 府

外引揚関係特別支出金請求書(別紙様式ハ)、市町村長の引揚証明書(別紙様式ニ)、昭和三十一年度における所得税が五百円(未満)を超えなく、この市町村長の証明書(別紙様式ヒ)及び不在状(別紙様式ロ)を海外引揚者更生資金処理委員会(以下「委員会」と称す)に提出する。

(3)元沖繩県民変更恩給関係特別支出金の支給を受けようとする者は、恩給関係特別支出金請求書(別紙様式イ)、恩給関係

附録 特別支出金額計算書(別紙様式九) 履下書及び委任状(別紙様式十)

特別支出金額計算書(別紙様式九) 履下書及び委任状(別紙様式十)を元沖繩県果実委員恩給処理委員会委員長に提出する。

二各処理委員会委員長は前号の書類を受理したときは、各様式の書類の内容を審査し、且つその受給者及び受給金額についての認証の印を附し、内閣総理大臣に送達する。

三政府^付各処理委員会委員長より提出せられた書類を審査したうえ、見舞金又は特別支出金を一括して、委任したる受領代理者たる各処理委員会委員長(当該委員長が再委任を行った場合にはその再委任を受けた者)に交付する。

総 理 府

沖繩関係特別措置費の支出に関する件(閣決定案)

昭和三十一年度補正予算中沖繩関係特別措置費の支出は左記により行ふものとする。

記

- 一 昭和三十一年度補正予算中沖繩関係特別措置費十二億円のうち十億円は対日平和条約発効前における沖繩の米軍による土地等の使用等に基き損失を蒙った者に対する見舞金として一億円は沖繩における外地引揚困窮者及び元沖繩県吏員恩給規則該当者に対する特別支出金としてそれそれ八千万円及び二千万円を支払ふものとする。

- 二 前項の米軍による土地等の使用等に基き損失を蒙った者に対する見舞金は対日平和条約発効前米軍による土地建物

外務省

その他の工作物の使用取用に伴い損失を蒙った者 漁業その他の事業の経営に關し 損失を蒙った者 その他財産に關し 損失を蒙った者に支給するものとする。

三 前項の見舞金の支給を受ける者の範囲及び支給額の基準並にその支給の手續等は沖繩現地における沖繩軍用地等見舞金処理委員会の案に基き内閣総理大臣が予め大蔵大臣と協議してこれを決定する。

四 第一項の見舞金を支給するに當つては内閣総理大臣は見舞金受給資格者の委任状に基き賠償法に基き賠償金の受領人たる者に対しその見舞金を一括交付するものとする。

五 沖繩住民が蒙つてゐる損失に關しアメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金を受けることとなつた場合においてはその金額のうち第一項の米軍による土地等の使用等に基き損失

外務省

Handwritten text, possibly a signature or name, oriented vertically on the right side of the page.

を蒙る者に対する見舞金として支出した額に相当する額はこれを国庫に帰属せしむるものとする。

- 六 外地引揚困窮者に対する特別支出金は沖縄に居住する外地引揚の困窮者に対して交付し元沖縄県県吏員恩給規則該当者に対する特別支出金は元沖縄県県吏員恩給規則の適用に於て恩給を受け又は受くべきである者に対し交付する。
- 七 前項の外地引揚困窮者及び元沖縄県県吏員恩給規則該当者に対する特別支出金の支給を受ける者の範囲及び支給額の基準並にその支給の手續等はそれぞれ現地における海外引揚者更生資金処理委員会及び元沖縄県県吏員恩給処理委員会の案に基き内閣総理大臣が予め大蔵大臣と協議してこれを決定する。
- 八 第六項の特別支出金を支給するに當つては第四項に準

して支出するものとする。

に因り、損失を蒙つた者には支給するものとする。

三、前項の見舞金の支給を受ける者の範囲及び支給額の基準並びにその支給の手續等は、沖繩現地における沖繩軍用土地等見舞金処理委員会の案を参酌し、内閣総理大臣が予め大蔵大臣と協議してこれを決定する。

四、第一項の見舞金を支給するに当るは、内閣総理大臣は見舞金受給資格者の委任状に基き財団法人南方同胞援護会会

総 理 府

長に対しその見舞金を一括交付するものとする。

五、沖繩住民が蒙つたる損失に因り、ア、ナリカ、合衆国から損失の補償又は見舞金等を受けることとなつた場合においては、その金額のうち第一項の米軍による土地等の使用等に基き損失を蒙つた者に対する見舞金として支出した額は相当する額はこれを国庫に帰属せしむるものとする。

六、外地引揚困窮者に対する特別支出金は、沖繩は居住可

る外地引揚の困難者に対して交付し、元沖繩県県吏員恩給規則
則該当事者に対する特別支出金は元沖縄県県吏員恩給規則
の適用により恩給を受け又は受けるべきがある者に対し交付する。

七、前項の外地引揚困難者及び元沖縄県県吏員恩給規則
該当事者に対する特別支出金の支給を受ける者の範囲及び支給
額の基準は、並にその支給の手續等は、それぞれ現地にお
ける海外引揚者厚生資金処理委員会及び元沖縄県県

総 理 府

吏員恩給処理委員会に基きの内閣総理大臣が予
め大藏大臣と協議してこれを決定する。

八、前項の特別支出金を支給するに當つては、前項に
準じて支給するものとする。

(昭和三十一年五月九日閣議決定)

沖縄関係特別措置費の支出について

昭和三十一年度補正予算中沖縄関係特別措置費の実行は、左記により行うものとする。

記

- 一、昭和三十一年度補正予算中沖縄関係特別措置費十一億円のうち、十億円は対日平和条約発効前における沖縄の米軍による土地の接收等に基き損失を蒙つた者に対する見舞金とし、八千万円及び二千万円はそれぞれ沖縄における外地引揚困窮者及び元沖縄県官吏恩給規則該当者に対する特別支出金として、以下各項に定めるところにより支出するものとする。
- 二、前項の見舞金は、対日平和条約発効前沖縄の米軍による接收等により土地等の損失を蒙つた者に支給するものとする。
- 三、前項の見舞金の支給を受ける者の範囲及び支給額の算定方式

並びにその支給の手續等は、沖縄現地における沖縄軍用土地等見舞金処理委員会の案に基き内閣総理大臣があらかじめ大蔵大臣と協議してこれを審査決定する。

- 四、第一項の見舞金は、前項の決定に従い、沖縄軍用土地等見舞金処理委員会の認証するところにより支給するものとする。
- 五、第一項の見舞金を支給するに当つては、内閣総理大臣は見舞金受給者の委任状に基きその受領代理人に対しその見舞金を一括交付する手續によるものとする。
- 六、沖縄住民が蒙つている損失に關しアメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金等を受けることとなつた場合においては、その金額のうち、第一項の見舞金として支給した額に相当する額は、これを国庫に返還又は帰属せしむるものとする。
- 七、第一項の外地引揚困窮者に対する特別支出金は、沖縄に居住する外地より沖縄（復帰前の奄美群島を含む）へ引揚げた困窮

者に対して支給し、元沖繩県吏員恩給規則該当者に対する特別支出金は、元沖繩県吏員恩給規則の適用により恩給を受けらるべき者に対し支給する。

八、前項の外地引揚困窮者及び元沖繩県吏員恩給規則該当者に対する特別支出金の支給を受ける者の範囲及び支給額の基準並びにその支給の手續等は、それぞれ現地における海外引揚者更生資金処理委員会及び元沖繩県吏員恩給処理委員会の案に基き内閣総理大臣があらかじめ大蔵大臣と協議してこれを審査決定する。

九、第七項の特別支出金を支給するに当つては、第四項及び第五項に準じて取扱うものとする。

沖繩に居住する海外引揚者に対する特別
支出金の支給について(案)

昭和三十三年五月二日閣議決定「沖繩関係特別措置費の支出について」第八項に基く沖繩に居住する海外引揚困難者に対する特別支出金(以下「引揚関係特別支出金」という。)の支給を受ける者の範囲及び支給額の基準並びにその支給の手續等に関し左記のとおり定めるものとする。

記

一 引揚関係特別支出金の支給を受ける者の範囲

引揚関係特別支出金は、昭和二十年八月十五日以前に外地に生活の本拠を有し、終戦に伴つて同日以後沖繩に引揚げた者で現に沖繩に居住する困窮者(それらの者の相続人を含む)の属する世帯主として海外引揚者更生資金処理委員会(以下「更生資金処理委員会」という。)が認証したものに對して支給する。

前項において沖繩に引揚げた者であるのは本土を経由して引揚げ

た者及び復帰前に奄美群島に引揚げ、かつ復帰前に沖繩に転住した者を含み、また前項において困窮者とは昭和三十一年度の所得税額(同一世帯で二人以上所得税を納付した者があつたときは各人の納付額を合計した額。)が五万円未満であつた者をいう。

二 支給額の基準

前項に規定する引揚関係特別支出金受給者に対し支給する額は、前項の規定により更生資金処理委員会が認証した受給者数により八千万円を除いた金額とする。

三 支給の手續

引揚関係特別支出金の支給手續は左によるものとする。

一 特別支出金の支給を受けようとする者は、別紙様式による引揚関係特別支出金請求書に市町村長の引揚証明書及び納付した所得税額が五万円未満であることの市町村長の証明書を添付し、更生資金処理委員会委員長に提出するものとする。

二 更生資金処理委員会は前項の引揚関係特別支出金請求書を受理

した場合には、その受給者及び支給金額につき認証を行つたうえ、内閣総理大臣に進達するものとする。

3. 引揚関係特別支出金の支給に当つては、その受給者の委任状に基き、その受領代理人たる更生資金処理委員会委員長（当該委員長が再委任を行つた場合にはその再委任を受けた者。）に対し一括交付する手続によるものとする。

(別紙様式)

引揚関係特別支出金請求書

日本政府が、沖縄における外地引揚困窮者に対し、今回限りの特別の措置として更生資金としての特別支出金を支給せられる趣旨を了承し、「沖縄関係特別措置費の支出について」(昭和三十二年五月二日日本政府閣議決定)に定めるところにより、その特別支出金〇〇円(日本円)を支給せられたく証明書を添えて請求いたします。

昭和 年 月 日

(何々市町村関係分)

請求者住所

氏名

内閣総理大臣

殿

印

(備考)

1. 本請求書(別添証明書を含む)は各市町村関係分毎に連記することができること。
2. 右により連記する場合には各請求者につき請求書及び証明書に同一の一連番号を附すること。
3. 本請求書(連記する場合には各市町村関係分毎にその末尾)にはその記載事項について別添証明書に基く正当な受給者及び受給金額である旨の海外引揚者更生資金処理委員会の認証を附すること。

(添付書類)(一)

引揚証明書

世帯主の現住所	世帯主氏名	引揚者氏名	世帯主と 続柄	引揚 年月日	引揚前の居住 地名	備考

右の者は終戦前外地に在住し、終戦後引揚げた者及びその世帯主であることを証明する。

昭和 年 月 日

何々市町村長

印

(添付書類) ㊦

昭和三十一年度における所得税額に関する証明書

住 所	世帯主氏名	備 考

右の者は昭和三十一年度(昭和三十一年四月より昭和三十一年三月までの間)においてその納付した所得税額が五万円に達しないことを証明する。

昭和 年 月 日

何々市町村長

印

(備考)

同一世帯で二人以上所得税を納付した者があつたときは、各人の納付額を合計した額を基準とする。

委任者判印

円紙

印

委任状

私儀

海外引揚者更生資金処理委員会委員長仲本興正を代理人と定め左の権限を委任する。

「沖繩関係特別措置費の支出について」(昭和三十二年五月二日閣議決定)に基く外地引揚困難者に対する更生資金としての特別支出金が支給される場合の請求、受領、配分等に関する措置一切の件。

右の件を財団法人南方同胞援護会会長沢次敬三に再委任する件。

昭和 年 月 日

委任者住所

氏名

印

(備考)

1 委任状は各市町村関係分毎に連記することができること。

2 右により連記する場合には各委任者につき引揚関係特別支出金請求書の「連番号」と同一の「連番号」を附すること。

元沖繩県吏員恩給規則該当者に対する特別支出金の支給について（案）

昭和三十一年五月二日閣議決定「沖繩関係特別措置の支出について」に基く、元沖繩県吏員恩給規則（大正十二年沖繩県令第三十七号以下「恩給規則」という。）該当者に対する特別支出金（以下「恩給関係特別支出金」という。）の支給細目は左記のとおり定めるものとする。

記

一 恩給関係特別支出金の支給を受ける者の範囲

恩給関係特別支出金を受ける者の範囲は左の各号に該当するもの（その遺族を含む）として元沖繩県吏員恩給処理委員会（以下「恩給処理委員会」という。）が認証したものとす。

1 昭和二十一年一月二十八日以前において退職又は死亡し、恩給規則により沖繩県知事が裁定し又は裁定すべきであつた年金たる恩給を受ける権利を有していた元県吏員又はその遺族で、昭和二十

十三年九月三十日現在においてその権利を有していた者

2 昭和二十一年一月二十九日以後引き続き琉球政府に勤務し、昭和二十三年九月三十日まで退職又は死亡し、恩給規則により沖繩県知事が裁定すべきであつた年金たる恩給を受ける権利を有していた県吏員又はその遺族で、昭和二十三年九月三十日現在においてその権利を有していた者

3 昭和二十一年一月二十九日以後引き続き琉球政府に勤務するに至つた元県吏員又はその遺族で、前号に該当する者以外のもの

二 支給額の基準

恩給関係特別支出金は、元沖繩県吏員が引き続き琉球政府に勤務した場合においては、昭和二十八年法律第一五六号「元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律」の例により、琉球政府職員としての勤務を、沖繩県吏員としての勤務とみなし、又恩給規則は、昭和三十一年三月三十一日までなお効力を有していたものとみなして、昭和二十三年十月一日より、昭和三十一年三月

三十一日までの間に恩給規則により支給せられる額を算定し、その額を基準として、恩給処理委員会が各請求者別に二千万円を按分配当した額を支給するものとする。

2 前号において、第一項第三号に該当する者に対して按分配当する額の基準となる額が年金の額である場合、その額が退職給与金として算定した場合の額よりも少額であるときは、退職給与金として算定した額を按分配当額の基準とすることができらる。

支給の手続

恩給関係特別支出金の支給手続は左によるものとする。

1 恩給関係特別支出金の支給を受けようとする者は、別紙様式による恩給関係特別支出金請求書に、履歴書（遺族が受給者である場合には更に戸籍謄本を添付のこと。）を添えて恩給処理委員会委員長に提出するものとする。

2 恩給関係特別支出金請求書に添付する履歴書は、昭和二十一年一月二十八日までの事項については那覇日本政府南方連絡事務所長、

昭和二十一年一月二十九日以後の事項については、琉球政府行政主席の証明を附したものとす。

3 恩給処理委員会委員長は、第一号の恩給関係特別支出金^{請求書}を受理した場合に、恩給関係特別支出金額計算書を作成し、その受給者及び支給金額につき認証を行つたうえ内閣総理大臣に進達するものとする。

4 恩給関係特別支出金の支給に当つては、その受給者の委任状に基き、その受領代理人たる恩給処理委員会委員長（当該委員長が再委任を行つた場合にはその再委任を受けた者。）に対し一括交付する手続によるものとする。

(別紙様式)

恩給関係特別支出金請求書

日本政府が元沖繩県吏員恩給規則該当者に対し今回限りの特別措置として特別支出金を支給せられる趣旨を了承し「沖繩関係特別措置費の支出について」(昭和三十二年五月二日閣議決定)に定めるところにより元沖繩県吏員特別支出金を支給されたく証書類を添えて請求いたします。

昭和 年 月 日

公務員職氏名及続柄

本 籍

現 住 所

請求者 職氏名

印

内閣 総 理 大 臣

殿

備考

1. 本請求書の「公務員職氏名及続柄」の欄は遺族が請求する場合のみ記載すること。
2. 本請求書には別添沖繩県吏員及恩給関係特別支出金計算書と同一の連番号を附すること。

委任者割印

円 紙

印

委

任

状

私儀

元沖繩県吏員恩給処理委員会委員長嘉手納並水を代理人と定め左の権限を委任する

「沖繩関係特別措置費の支出について」(昭和三十二年五月二日閣議決定)に基く、

元沖繩県吏員に対する特別支出金が支給される場合の請求、受領配分等に関する

措置一切の件

「右の件を財団法人南方同胞援護会々長渡沢敬三に再委任する件

昭和 年 月 日

委任者住所

元 職 名

氏 名

印

憲法第95条の二件は、これより前所記の趣旨である。

瑞穂氏

(三) 以上述べた政府及び統治政府を至由として民間に

見舞金支給の事。

この二つの事柄は、^{憲法}第95条の趣旨に對して、^{憲法}第95条として

法律の改正を以てして、これをなすに必要とし

てゐる同條の趣旨に

よつて、おのづから、^{憲法}第95条の趣旨に對して、^{憲法}第95条として

の考慮より出発して、^{憲法}第95条である。